

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
観光統計の整備	<p>① TSAについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>② 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>③ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。(観光庁、平成26年度末までに結論を得る)</p> <p>④ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>⑤ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。(観光庁、平成28年度末までに結論を得る)</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;平成26年度施行状況報告審議 平成27年10月2日&gt;</p> <p>今後の施策の方向性等についての基本的な考え方</p> <p>経済のグローバル化、サービス化が進む中で、訪日外国人数が急増しており、観光経済をめぐる環境の変化は激しい。そのため、観光分野における政策的課題への対応や観光産業の活性化等のために、観光経済の現状を的確に把握できるよう観光統計の整備を着実に進めていく必要がある。</p> <p>旅行者のニーズ面や情報通信技術（ICT）等の技術面の急速な変化を考慮すると、観光統計の精度向上を検討する際には、従来の統計調査の手法に捕らわれることなく、柔軟な発想で統計整備に取り組む必要がある。例えば、モバイルデータの活用等も含めて、新しい情報収集方法の積極的な活用を検討する必要があるほか、調査を実施すべき観光地点の盛衰のスピードが速いため、適切な観光地点を選択する手法の検討も重要である。</p>
各種研究会等での指摘	

<p>担当府省の取組 状況の概要</p>	<p>① 全部で10表あるT S Aの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めた結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、平成25年版から作成し、平成27年3月に公表した。一方、第9表（観光集合消費）については、観光集合消費を算出することが資料上の制約や技術の上で困難であること、また、T S A導入国が必ずしもT S A全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。</p> <p>② 平成26年度より、都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介しており、平成28年度も同様の取組を実施し、平成29年度以降も継続する予定である。平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、上記精度向上に向けた改善実施内容を報告し一定の評価を得た。</p> <p>③ 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。</p> <p>平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあったが、一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、効果測定や新たな施策を実施していくにあたり、地域観光統計の必要性は高まっている状況である。</p> <p>こうした状況を受け、都道府県別の旅行者数と旅行消費額について、既存の観光統計を用いた加工統計の作成に着手するとともに、平成24年度の調査設計の課題等の解決が技術的に困難であることを受け、平成28年度の調査は行わないこととした。</p> <p>④ 宿泊旅行統計調査については、精度向上のためオンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取組について検討し、回収率の向上を図る取組を実施しているところである。</p> <p>また、旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられた。この傾向の解消に向けて、調査票の各設問の記入率の状況を調べた結果、過去6か月の旅行回数への回答が必要なため、忘却等の要因により過小申告となることが要因と考えられたことから、平成28年の調査以降、調査期間を6か月から3か月に縮小したところ、速報値と確報値の差が縮小しており、精度の向上が見られた。この結果を踏まえ、平成29年度中に調査票を変更し、平成30年1－3月期分より新調査票による調査を実施する予定である。</p> <p>⑤ 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、地域観光統計の精度向上や、旅行者の旅行形態の変化に対応した改善方策等を検討する必要がある、基幹統計化についても、これらについて改善をした上で、複数年の調査結果を検証し精度面や安定性といった条件の整ったものから基幹統計化に向けた体系整備を目指すとの結論を得た。</p> <p>○ なお、モバイルデータの活用について、平成28年3月に開催した第13回観光統計の整備に関する検討会において、モバイルデータそのものの妥当性や推計手法への活用可能性について検討した結果、日常者との区別方法等について検討が必要などの課題があるが、推計の補正に活用で</p>
--------------------------	--

	<p>きる可能性があるとの示唆を外部有識者より得た。</p> <p>○ ③に記載の既存の観光統計（宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査、訪日外国人消費動向調査）を用いた加工統計である地域観光統計については、平成30年1－3月分から四半期毎に公表していく予定である。さらに、推計した都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果について検証を行い、推計手法の改善や推計に用いる既存の観光統計について必要な改善を実施する予定。また、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善等の検討も行う予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ ①及び②については、T S Aの公表充実、都道府県の観光入込客統計の精度向上に向けた取組を進めていることは評価できるため、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいのではないかと。</p> <p>○ ③、④及び⑤については、地域観光統計の重要性が高まっている現状に鑑み、既存の観光統計及び地域観光統計の精度向上や、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善・体系的整備等に向け、引き続き取り組むことが必要ではないかと。さらに、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査に関しては、基幹統計の指定条件を満たしているかを精査した上で、その改善を図るなど、基幹統計化に向けた検討を促進することが必要ではないかと。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 国土交通省は、既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、平成30年（1-3月期分）から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、平成30年度から推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、関連統計の改善を図るとともに、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。</p> <p>○ 上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、国土交通省は、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、基幹統計化に係る結論を平成34年度までに得る。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	